

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年9月13日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200059号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200062号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年4月1日、喪失年月日を昭和63年4月1日に訂正し、昭和62年4月から昭和63年3月までの標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

昭和62年4月1日から昭和63年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年4月1日から昭和63年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月1日から昭和63年4月1日まで

昭和62年4月1日付けでA事業所に採用となり、昭和63年3月31日まで同事業所に在職したのに、年金記録では、請求期間の同事業所における厚生年金保険の被保険者記録がない。

しかし、請求期間はA事業所に在職し、社会保険関係の手続が取られていたものと思料されるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書、A事業所の回答、同事業所から提出された辞令簿及び昭和62年度職員録から、請求者は、請求期間において、同事業所に勤務していたことが認められる。

また、請求期間当時における職員の厚生年金保険の加入の取扱いについて、A事業所は、職員全員を採用から退職まで加入させていたと回答しているところ、オンライン記録によると、請求者が自身と仕事の内容や雇用形態が同じであったとする同僚二人は、請求期間において厚生年金保険の被保険者である上、同事業所が請求者の後任者とする者は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、A事業所は、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したと思料すると回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の辞令簿において、請求者と俸給に近い同僚の標準報酬月額及び日本年金機構の回答から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和62年4月から昭和63年3月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、当該期間において、仮に、事業主から

請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101542号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200063号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の喪失年月日が昭和63年3月31日と記録されているが、同社には同年3月31日まで勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、B社の回答、A社における複数の元同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者が、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年2月の標準報酬月額の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、請求期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和63年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200044号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200064号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年2月25日から同年3月1日

A社において平成7年2月26日に正社員となって以降、毎月、給与から厚生年金保険料が控除されるようになり、60か月分の厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の被保険者月数は59か月となっている。

所持している平成12年2月分の給料支払明細では、同年2月分の厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社は、請求期間当時の厚生年金保険料の控除方法は、当月控除であった旨回答しており、請求者から提出された平成12年2月分の給料支払明細によると、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、請求者がA社から支払われた最後の給与であるとする平成12年2月分の給料支払明細には、「1月26日～2月25日迄」と記載があり、事業主は請求者の勤務状況等について、当時の資料は保管しておらず、当時の担当者も亡くなっているため不明である旨回答している上、請求者に係る雇用保険の加入記録における離職年月日は平成12年2月25日となっており、請求者が平成12年2月29日まで勤務又は在籍していた事実は確認できない。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録を有しており連絡先が判明した同僚6名に照会し、2名から回答があったものの、請求者の請求期間に係る勤務状況等について具体的な回答は得られなかった。

このほか、請求者が請求期間において、A社に勤務又は在籍していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101646号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200065号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年12月28日から平成2年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が平成元年12月28日と記録されているが、平成2年1月分の給与支給明細において厚生年金保険料が控除されているので、当該喪失年月日を平成2年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に在籍していたと主張しており、請求者から提出された平成2年1月分の給与支給明細を見ると、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることが要件とされているところ、A社から提出された請求者に係る労働者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を見ると、請求者の退職年月日は平成元年12月27日と記載されており、請求者の請求期間に係る勤務又は在籍を確認することはできない。

また、請求者から提出された給与支給明細には労働日数の記載はないものの、A社は、同社の給与締切日は毎月20日であるとした上で、平成2年1月分として支給した基本給(4万4,667円)は、平成元年12月21日から平成2年1月20日までの稼働日数15日のうち、平成元年12月21日から同年12月27日までの間の出勤日数である5日で日割計算した金額と一致する旨回答している。

さらに、雇用保険の記録において、請求者のA社における離職年月日は平成元年12月27日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

加えて、A社の総務担当者は、控除する必要のない請求者の平成2年1月分給与支給明細の厚生年金保険料について、当時のことを知る者がおらず、当時の状況は分からない旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間において、A社に厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101748号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200066号

第1 結論

請求期間①から⑥までの各期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月

A社に勤務していた同僚の賞与記録が訂正された旨の文書が年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑥までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

賞与明細書はないが、請求期間①から⑥までの各期間に賞与が支給されていたことを覚えているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から⑥までの各期間(以下「請求期間」という。)の賞与に係る資料を保管しておらず、A社は、平成29年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は既に破産している上、同社の破産管財人は、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は保管していない旨回答しており、当該各期間の賞与の支給及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、B銀行C支店が賞与の振込先であったと陳述しているところ、同銀行は、所定の保存期間を経過しているため調べられない旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与の振込額を確認できないため、D市から提出された請求者に係る平成16年度、平成17年度及び平成18年度の課税証明書に記載されている給与収入及び社会保険料控除の額からは、請求者の請求期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間において、請求者に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101070号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200067号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成21年7月31日は29万1,000円及び同年12月21日は34万9,000円に訂正することが必要である。
平成21年7月31日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成21年7月31日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成21年7月31日
② 平成21年12月21日
③ 平成22年12月20日

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間①から③までの各期間における賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳を提出するので、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳、A社の元同僚の賞与支払明細書並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は29万1,000円及び請求期間②は34万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③について、A社の元同僚は当該期間に係る賞与支払明細書を保管しておらず、同社の事業主も資料等を保管していない上、請求者から提出された預金通帳からは、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間③における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101643号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200068号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月

年金事務所からA社における請求期間の賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、当該期間における賞与記録がないことが分かった。

私は資料を保管していないが、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者に係る預金元帳、日本年金機構が保管するA社における当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届、同社の元同僚の賞与明細書、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額12万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払日については、前述の預金元帳の取引日付から、平成23年12月9日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年4月27日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200054号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200069号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所(現在は、D事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年4月1日から平成元年4月1日まで
② 平成元年4月1日から同年9月1日まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がないとの回答を受けた。

しかし、請求期間①はA事業所E支所、請求期間②はC事業所F支所において、それぞれ勤務しており、いずれの期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求期間①はA事業所、請求期間②はC事業所における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が当該期間の後に勤務した事業所から提出された請求者に係る前職勤務証明書及び履歴書から判断すると、請求者は当該期間のうち、昭和63年6月13日以降の期間において、G勤務者としてA事業所E支所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされているところ、B事業所及び同事業所の担当者は、請求期間①に係る資料は既に破棄しており、事実確認ができないため、請求者が当該期間においてA事業所E支所に勤務していたか不明であり、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか不明である旨回答及び陳述している。

また、前述の担当者は、請求期間①当時において、一つの支所に対し2名から3名のG勤務者を任用していたので、A事業所の支所にH職として勤務したG勤務者が請求者1名であったとは考え難い旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該期間にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した者は見当たらない上、オンライン記録において、当該期間の前後の期間にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会したが、回答者の中にH職としてA事業所の支所に勤務したと回答又は陳述した者も見当たらない。

さらに、B事業所は、厚生年金保険に加入していない職員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、前述の前職勤務証明書及び履歴書から判断すると、請求者は当該期間において、I勤務者としてC事業所F支所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D事業所及び同事業所の担当者は、I勤務者に係る文書保存期間を経過しているため、既に文書を廃棄しており、請求者が請求期間②においてC事業所F支所に勤務していたか不明であり、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか不明である旨回答及び陳述している。

また、請求期間②当時において、I勤務者としてC事業所F支所に勤務するH職が厚生年金保険に加入していたかについて、D事業所は、当該期間当時のI勤務者に係る厚生年金保険の取扱いが分かる資料が残っていないため不明である旨回答しているところ、オンライン記録において、当該期間及びその前後の期間にC事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会したが、回答者の中にI勤務者のH職としてC事業所の支所に勤務したと回答又は陳述した者は見当たらない。

さらに、D事業所は、厚生年金保険に加入していない職員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101631号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200018号

第1 結論

昭和36年4月から昭和49年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和49年12月まで

時期は明確ではないが昭和48年頃に、夫婦の国民年金の加入手続のためA市B区役所に赴いたところ、窓口の職員から納付していない請求期間の国民年金保険料について、女性はよいが、男性は高齢になると家族を扶養するのに困るからと、過去の保険料の分割での納付を促され、夫の保険料を3回程度に分割してもらい、その都度、私がバイクで同区役所に支払いに行ったことを記憶している。

しかし、夫の請求期間が未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、訂正請求記録の対象者の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における払出年月日及び当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、昭和52年12月頃に行われた加入手続により払い出されたと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、前述の加入手続時点(昭和52年12月頃)において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない上、A市で管理されていた収滞納リストにおいても、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る各年度の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間直後の昭和50年1月から昭和52年3月までの期間及び昭和52年10月から昭和53年3月までの期間の国民年金保険料は、前述の加入手続時期(昭和52年12月頃)以降、過年度納付されたことが推認できるものの、当該台帳において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が過年度納付又は特例納付されたことを示す記載は見当たらない。

加えて、訂正請求記録の対象者又は請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる場所、訂正請求記録の対象者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方による氏名検索を行ったが、訂正請求記録の対象者に対して別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者又は請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者又は請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101011号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200070号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年6月1日から令和元年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成26年6月から平成27年8月までは15万円を41万円、同年9月から平成29年8月までは15万円を44万円、同年9月から平成30年8月までは15万円を47万円、同年9月から令和元年6月までは47万円(保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は15万円)を50万円とする。

平成26年6月から令和元年6月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額15万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成27年12月25日は10万円、平成28年12月28日は9万9,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日及び平成28年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月25日及び平成28年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成28年12月28日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成28年12月28日の訂正後の標準賞与額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年6月1日から令和元年7月1日まで
② 平成27年12月
③ 平成28年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①については、標準報酬月額が実際に支給された報酬額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、請求期間②及び③については、10万円の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、請求者か

ら提出された給料支払明細書及び支払明細書並びにA社から提出された給料支払明細書及び支払明細書の控え（以下、併せて「明細書」という。）により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

一方、請求期間①について、前述の明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成26年6月から平成27年8月までは15万円を41万円、同年9月から平成29年8月までは15万円を44万円、同年9月から平成30年8月までは15万円を47万円、同年9月から令和元年6月までは47万円（保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は15万円）を50万円とする。

ただし、訂正後の標準報酬月額（訂正前の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額15万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間②及び③について、請求者から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された賞与支払明細書の控え（以下、併せて「賞与明細書」という。）により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間②は10万円、請求期間③は9万9,000円に訂正することが必要である。

また、請求期間②及び③に係る賞与支払日については、A社の回答から、請求期間②は平成27年12月25日、請求期間③は平成28年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料の納付について不明である旨回答している一方、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していない旨回答していることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③について、前述の賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記2の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額から10万円とすることが必要である。

ただし、請求期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。